

患 者 様 へ

1. 当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている
保険医療機関です。

2. 入院基本料に関する事項

各病棟の看護職員（看護師、准看護師）が時間帯ごとに1人で受け持つ患者様の人数及び
1日において勤務する看護職員の人数は次の通りです。

	4階病棟 看護職員
8:30～16:50 で 1 人が受け持つ人数	5 人
16:50～翌 8:30 で 1 人が受け持つ人数	9 人
1 日において勤務する職員数	1 5 人

3. 近畿厚生局長への届出事項

当院は、以下の届出を近畿厚生局長に行っています。

電子的診療情報連携体制整備加算 2（初再診）	電子的診療情報連携体制整備加算 2（入院）
継続的に賃上げに係る取組を実施している保険医療機関の基準	
一般病棟入院基本料（急性期一般入院料 1）	救急医療管理加算
超急性期脳卒中加算	診療録管理体制加算 1
医師事務作業補助体制加算 1（75 対 1）	急性期看護補助体制加算 25 対 1（看護補助者 5 割以上）
看護職員夜間配置加算（12 対 1 配置加算 1）	療養環境加算
重症者等療養環境特別加算	リハビリテーション・栄養・口腔連携体制加算 1
口腔管理連携加算	医療安全対策加算 2
感染対策向上加算 3	地域支援・医薬品供給対応体制加算 2
病棟薬剤業務実施加算 2	データ提出加算
入退院支援加算（加算 1）	認知症ケア加算（加算 2）
せん妄ハイリスク患者ケア加算	協力対象施設入所者入院加算
回復期リハビリテーション病棟入院料 1	地域包括ケア病棟入院料 1
入院時食事療養（Ⅰ）	二次性骨折予防継続管理料 1
二次性骨折予防継続管理料 2	二次性骨折予防継続管理料 3
救急外来医学管理料の注 7 に規定する院内トリアージ実施体制加算	

救急外来医学管理料 2 及び同注 3 に規定する救急外来緊急検査対応加算 2

充実管理加算 1（脂質異常症を主病とする場合） 充実管理加算 3（脂質異常症を主病とする場合）

充実管理加算 1（高血圧症を主病とする場合） 充実管理加算 3（高血圧症を主病とする場合）

充実管理加算 1（糖尿病を主病とする場合） 充実管理加算 3（糖尿病を主病とする場合）

ニコチン依存症管理料 がん治療連携指導料

薬剤管理指導料 地域連携診療計画加算

検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料 在宅医療 D X 情報活用加算

在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料

在宅データ提出加算 救急患者連携搬送料

在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注 2 に規定する持続陽圧呼吸療法充実管理体制加算

在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注 3 に規定する遠隔モニタリング加算

検体検査管理加算（Ⅱ） C T 撮影及び M R I 撮影

リハビリテーションデータ提出加算 脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）

運動器リハビリテーション料（Ⅰ） 呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）

ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術

医科点数表第 2 章第 1 0 部手術の通則の 1 6 に掲げる手術

輸血管理料Ⅱ 輸血適正使用加算

胃瘻造設時嚥下機能評価加算 看護職員処遇改善評価料 3 6

外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)の注 5 入院ベースアップ評価料 1 1 1

酸素の購入価格単価

《医科点数表第 2 章第 1 0 部手術の通則 5 及び 6 に掲げる手術》
(令和 7 年 1 月～令和 7 年 1 2 月実績)

区分 1 に分類される手術			区分 3 に分類される手術		
ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	1 3 件	ア	上顎骨形成術等	0 件
イ	黄斑下手術等	0 件	イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0 件
ウ	鼓室形成手術等	0 件	ウ	バセドウ甲状腺全摘出術	0 件
エ	肺悪性腫瘍手術等	0 件	エ	拇指化手術等	0 件
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	0 件	オ	内反足手術等	0 件
区分 2 に分類される手術			カ	食道切除再建術等	0 件
ア	靱帯断裂形成手術等	2 件	キ	同種死体腎移植術等	0 件
イ	水頭症手術等	1 7 件	区分 4 に分類される手術		
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0 件	その他の区分に分類される手術		
エ	尿道形成手術等	0 件	ア	人工関節置換術	4 4 件
オ	角膜移植術	0 件	イ	乳児外科施設基準対象手術	0 件
カ	肝切除術等	0 件	ウ	ペースメーカー移植術及び	
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	0 件		ペースメーカー交換術	0 件
			エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術及び体外循環を要する手術	0 件
			オ	経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術及び経皮的冠動脈ス	
				tent留置術	0 件

4. 食事に関する事項

当院では、入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後 6 時以降）、適温で提供しています。

5. 保険外負担に関する事項

当院では、以下のものについて、その使用量・利用回数に応じた実費の負担をお願いしています。
①紙おむつ：1 枚 197 円 ②パッド A：1 枚 87 円 ③パッド B：1 枚 98 円 ④パッド C：1 枚 110 円
⑤パッド D：1 枚 142 円 ⑥リハビリパンツ：1 枚 197 円 ⑦付添寝具：1 日 440 円 ⑧床頭台
の鍵：2,750 円 ⑨TV リモコン：3,630 円 ⑩TV 用イヤホン：1 個 431 円 ⑪体温計：1,100 円
⑫歯ブラシ A：1 本 110 円 ⑬歯ブラシ B：1 本 220 円 ⑭歯ブラシ C：1 本 293 円 ⑮歯間ブラ
シ：1 本 110 円 ⑯義歯ブラシ：1 本 376 円 ⑰口腔洗浄液：1 本 1,870 円 ⑱舌苔トル：1 本 408
円 ⑲指ガード：1 本 518 円 ⑳口腔ケア綿棒：1 本 25 円 ㉑口腔清掃スポンジブラシ：1 本 36 円
㉒口腔保湿剤：1 本 1,650 円 ㉓歯ブラシ補助グリップ：1 本 295 円 ㉔開口器：1 本 715 円 ㉕タ
ンクリーナー：1 本 528 円 ㉖ワンタクトブラシ：1 本 385 円 ㉗散髪代：1 回 1,900 円 ㉘散髪
代（ベッド上）2,750 円 ㉙シャンプー（洗髪）：1 回 600 円 ㉚顔そり：1 回 600 円

※尚、病衣、おむつ、タオル等につきましては、リースでご案内しております。
詳しくは病棟スタッフステーション又は医事課までお尋ねください。

6. 特別の療養環境（差額ベッド）に関する事項

- ① 個室：11,000 円／日（215 号室、216 号室、217 号室、218 号室）
- ② 個室：7,700 円／日（303 号室、311 号室、405-1 号室、405-2 号室）
- ③ 2 床室：5,500 円／日（304 号室、404 号室）
- ④ 4 床室：3,300 円／日（411 号室）

上記の部屋には全て床頭台、洗面台を配備しております。

7. 通算入院期間が 180 日を超えて入院基本料が選定療養費となる場合

入院基本料が選定療養費として保険給付される場合、給付外とされた入院基本料相当額は自費とし
て徴収させていただきます。

※1 日の自費金額の算出式

急性期一般入院料 1 1,874 点×10 円×15% =2,811 円

8. カルテ等診療情報の提供について

当院では、平成 16 年 6 月 1 日から、患者様が希望される場合に、カルテ等の診療情報を提供させていただくようになりましたので、お知らせします。なお、治療効果への影響が懸念される時など、申請に添えない場合もありますので、ご了承ください。

①目的：

医療従事者と患者様が診療情報を共有し、相互の信頼関係を深め、質の高い医療を実現するため。

②対象とする診療情報：

診療録（カルテ）等、診療を目的として病院が作成又は取得した記録

③提供の方法：

閲覧、口頭による説明、要約書の交付、コピーとさせていただきます。

④提供を申請することが出来る方：

（１）患者様本人を原則とします。

（２）ご本人以外の場合は

ア）患者様ご本人から代理権を与えられた患者様の父母、配偶者及び子供の方

イ）患者様が成人で判断能力に疑義がある場合は、実質的に患者様の介護を行っている親族又はこれに準ずる方

ウ）成年後見人、任意後見人及びそれに準ずる方

エ）未成年者の法定代理人（患者様が 15 歳以上の場合は、合理的に判断が出来ない状態にある場合を除き、患者様の同意を必要とします。）

オ）精神保健福祉法第 20 条に規定された保護者となった方

カ）患者様が死亡している場合、ご遺族（法定相続人）に限ります。

⑤診療情報の提供をさせていただく場合の料金（消費税込）

（１）申請書：1,100 円

（２）閲覧：無料

（３）医師による口頭説明：11,000 円

（４）要約書：5,500 円

（５）診療録等の複写：33 円／枚

（６）X 線等のフィルムの複写：【CD-R】1,100 円／枚

⑥申請の方法

受付窓口にて「診療録等情報提供申請書」に必要事項を記載の上、ご提出ください。

受付時間 月曜日～金曜日 9：00～16：30（祝祭日・年末年始を除く）

※詳細は診療情報管理室へお問い合わせください。

9. 医療に係る安全管理及び感染管理のための指針（一部抜粋）

①医療安全管理に関する基本的考え方

医療安全は、医療の質に関わる重要な課題である。又、安全な医療の提供は医療の基本となるものであり、職員一人一人が、医療安全の必要性・重要性を自分自身の課題と認識し、医療安全管理体制の確立を図り、安全な医療の遂行を徹底することが重要である。医療事故を防止するにあたり、「人は誤りを犯すもの」という観点に立ち、当事者個人の問題（個人の責任の追及）として取り扱うのではなく、医療安全管理システムの不十分な点に注目して、根本原因を究明し、これを改善する事を主眼とすることが重要である。そして、医療従事者の個人レベルの対策とともに、病院全体の組織的な対策を推進することにより事故を防止し、患者が安心して安全な医療を受けられる環境を整備することを目標とする。

②院内感染対策に関する基本的な考え方

院内感染防止のために必要な体制を確立し、適切かつ安全で質の高い医療サービスの提供を図ることを目的とする、院内感染の防止に留意し、感染症発生の際には拡大防止のため、その原因を速やかな特定・制圧・終息に努める。そのために組織を有効活用し、マニュアルを遵守し、病院の理念に則った患者中心の医療が提供できるように取り組む。

③患者相談窓口の設置

患者等からの苦情、相談に応じられる体制を確保するため、1 階医事課受付及び、医療相談室に患者相談窓口を常設する。

（１）相談に対応する職員（社会福祉士）の能力向上を図るとともに、相談後の取り扱い、相談情報の秘密保護、リスクマネージャー・医療安全管理委員会への報告等に関する運用面での整備を行う。

（２）相談により、患者や家族が不利益を受けないよう適切な配慮を行う。

（３）苦情や相談で、医療安全に関するものについては、リスクマネージャー及び医療安全管理委員会に報告し、当院の医療安全対策の見直し等に活用する。

④患者・家族への対応

（１）患者に対しては誠心誠意治療に専念する。

（２）事故発生後、安全確保・救命措置の遂行に支障を来さない限り、可及的速やかに事故の状況、実施している措置、今後の見通し等について、患者および家族等に対して誠意をもって説明するものとする。

（３）患者及び家族に対する事故の説明等は、原則として所属長（部署責任者）が対応することとし、その際、病状等の詳細な説明が出来る担当医師が同席する。

⑤「医療に係る安全管理のための指針」及び「院内感染防止対策のための指針」の閲覧

（１）職員は、本指針の内容を含め、患者との情報の共有化に努めなければならない。

（２）患者及びその家族等から閲覧の求めがあった場合には、これに応じるものとする。又、本指針についての照会等にはリスクマネージャーが対応し、閲覧は、本指針を常備している医療相談室において行うものとする。

※詳細をご覧になりたい方は医療相談室窓口まで、お申し出ください。

1 0． 明細書の発行状況に関する事項

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書（外来・入院医療費明細書）を無料で発行することとしております。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行することと致しました。

明細書には使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されておりますので、その点をご理解いただき、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出ください。

1 1． 禁煙外来について

当院はニコチン依存症管理料の届出を行っており、禁煙の為の治療的サポートをする禁煙外来を行っています。（完全予約制）

1 2． 病院勤務医、看護師の負担軽減及び処遇改善に関する取組について

当院では、医師、看護師、医療関係職種の負担軽減及び処遇改善のため、以下の項目について取り組みを行っています。

- ① 医師、看護師、医療関係職種と事務職員等における役割分担
 - ・ 医師事務作業補助者の配置による事務作業の負担軽減（医局秘書・外来クラーク）
 - ・ 看護師による初診時の予診の実施
 - ・ 看護師による静脈採血の実施
 - ・ 看護師による静脈注射の実施
 - ・ 医師以外の医療関係職種による入院説明、検査手順説明の実施
 - ・ 薬剤師による服薬指導の実施
 - ・ 薬剤師による定期・臨時処方切れのチェックと処方依頼
- ② 医師の処遇改善に資する取組
 - ・ 勤務計画上、連続当直を行わない勤務体制の実施
 - ・ 予定手術前日の当直や夜勤に対する配慮
 - ・ 当直翌日の業務内容に対する配慮
 - ・ 短時間正規雇用医師の活用
- ③ 看護職員の負担軽減及び処遇改善に関する取組
 - ・ 看護師と他職種との業務分担
 - 薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、診療放射線技師、歯科衛生士、等
 - ・ 看護補助者・クラークの活用
 - 看護補助者の適正配置、入院時の書類説明、判断を伴わない日常生活上の援助、等
 - ・ 夜勤負担の軽減
 - 月の夜勤回数の上限設定、夜勤帯の仮眠時間・仮眠場所の確保

- ・ 妊娠・子育て中の看護職員に対する配慮
 - 夜勤の減免制度、所定労働時間の短縮、男性看護師の育児休暇・出産休暇の取得、子の看護休暇の取得
- ・ 多様な勤務形態の導入
 - 夜勤専従者の配置、育児短時間勤務、介護休暇の取得、非常勤勤務者の増員、半日・時間単位での休暇取得
- ・ 業務量の調整
 - 業務量の把握、応援体制の推進

1 3． 回復期リハビリテーション病棟入院料 1 における実績指数について

	退棟 患者数	内 訳						実績 指数
		脳血管疾患、脊髄損傷、頭部外傷、くも膜下出血のシヤント手術後、脳腫瘍、脳炎、急性脳症、脊髄炎、多発性神経炎、多発性硬化症、腕神経叢損傷等の発症後若しくは手術後の状態又は義肢装着訓練を要する状態	大腿骨、骨盤、脊椎、股関節若しくは膝関節の骨折又は二肢以上の多発骨折の発症後又は手術後の状態	外科手術又は肺炎等の治療時の安静により廃用症候群を有しており、手術後又は発症後の状態	大腿骨、骨盤、脊椎、股関節又は膝関節の神経、筋又は靱帯損傷後の状態	股関節又は膝関節の置換術後の状態	急性心筋梗塞、狭心症発作その他急性発症した冠大血管疾患または手術後の状態	
令和8年 4月～6月	9 1 人	5 6 人	2 1 人	1 人	7 人	0 人	6 人	5 4

1 4． 後発医薬品の使用促進について

当院では、入院及び外来において後発医薬品（ジェネリック医薬品）を積極的に採用しています。ご不明な点がございましたら、主治医または薬剤師にお尋ねください。

令和8年7月1日現在
社会医療法人さくら会
さくら会病院